

平成29年10月17日

〒522-0222

滋賀県彦根市南川瀬町401番地1

株式会社アイエーシーインターナショナル 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号

KS千種ビル6階F

事務局長 野澤 厚美

(TEL : 052-734-8107、FAX : 052-734-8108)

## 申入れ書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私どもは、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とする特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体は、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けております。

さて、今般、貴社がPEUGEOT彦根において定型で使用されている自動車の売買契約に関する「お支払詳細連絡書」、及び、「注文書（売買契約書）」の「特約条項」につき、消費者保護の観点から検討をさせて頂いた結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる箇所、条項がありました。

つきましては、別紙のとおり、是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社のご見解やご対応につき、平成29年11月17日までに上記連絡先宛書面にてご回答下さいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、申入れに対する貴社のご回答の有無・内容及び本申入れ以降の経緯・内容につきましては、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えます。

敬具

## 申 入 れ 事 項

### 第1 「お支払詳細連絡書」について

#### 1 申入れの趣旨

本文中の、「尚、ご入金頂きました代金に関しては入金名目に関わらず、いかなる理由を問わず返金致しませんので予めご了承下さい。」との記載を削除して下さい。

#### 2 申入れの理由

本文中に、「尚、ご入金頂きました代金に関しては入金名目に関わらず、いかなる理由を問わず返金致しませんので予めご了承下さい。」との記載があります。

しかしながら、この記載は、貴社に生ずべき平均的損害を超える損害賠償額の予定又は違約金を定めるものであり、消費者契約法第9条第1号に抵触します。また、契約が解約等により効力を失った場合には代金を返還しなければならないという民法の原則を修正し、消費者の権利を制限し、または義務を加重し、消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条に抵触します。

なお、上記規定は、「特約条項第2条(注文の拒絶)」の、「甲が注文に応じられない場合、甲は乙に速やかに通知し、乙はこれに対し一切異議を述べないものとします。この場合、注文書原本及び申込金は乙に返還されます。」との規定にも矛盾します。

よって、上記記載を削除してください。

### 第2 特約条項について

#### 第6条(瑕疵担保責任・保証)

1. 自動車が中古車である場合、価格ステッカー、車両状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用態様(走行距離等)から通常生じる瑕疵については、乙は一切異議を述べず、また甲は瑕疵担保責任を負わないものとします。
2. 前項に拘わらず、乙は、自動車の引渡時に、その外観、装備等につき瑕疵がないことを確認するものとし、何らかの瑕疵がある場合は、引渡を終了した後は異議を述べることができないものとします。
3. 前二項に拘わらず、甲が保証書を発行した場合は、甲はこれに従って保証するものとします。

#### 1 申入れの趣旨

第1項につき、「価格ステッカー、車両状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用態様(走行距離等)から通常生じる瑕疵」との記載を、「価格ステッカー、車両状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用態様(走行距離等)から通常生ずる性能劣化、外形上の傷」と、改めるとともに、「甲は瑕疵担保責任を負わないものとします。」との記載を削除してください。

第2項につき、隠れた瑕疵を除くことを明記してください。

#### 2 申入れの理由

(1) 第1項前段で、「価格ステッカー、車両状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用態様(走行距離等)から通常生じる瑕疵については、乙は一切異議を述べず、また甲は瑕疵担保責任を負わないものとします。」と記載されています。しかし、法

律上、「瑕疵」とは、「その物が通常有すべき品質、性能を有していないこと」をいい、極めて広範囲なものを含む概念です。他方、同条項でいう「通常生じる瑕疵」とは、「価格ステッカー、車両状態説明書若しくは整備明細書に記載された前使用者の使用態様（走行距離等）から通常生じる性能劣化、外形上の傷」を指す趣旨だと考えられます。そこで、趣旨を明確化し、貴社と契約する消費者が、貴社に対しどのような場合に瑕疵担保責任を追及できるか判断に困難に生じさせないため、前段の、「通常生じる瑕疵」との記載を、「通常生ずる性能劣化、外形上の傷」と改めて下さい。

また、同項後段で、「甲は瑕疵担保責任を負わないものとします。」と記載されていますが、何らの限定がなく、貴社の瑕疵担保責任の全部を免除するものであり、消費者契約法第8条第1項第5号に抵触することになります。したがって、同部分を削除してください。

- (2) 第2項で、消費者に、引渡時に、外装、装備等につき確認及び貴社への告知義務を課すとともに、「何らかの瑕疵がある場合は、引渡を終了した後は異議を述べることができないものとします。」と書かれています。

しかし、この記載からは、隠れた瑕疵がある場合も、貴社が責任を負わないかのように読めます。しかし、そうだとすると、本条項は、貴社の瑕疵担保責任の全部を免除するものであり、消費者契約法第8条第1項第5号に抵触することになります。

よって、隠れた瑕疵については除くことを明記してください。

以上